

21世紀COEプログラム 平成15年度採択拠点事業結果報告書

機 関 名	東京大学	学長名	小宮山宏	拠点番号	104	
1. 申請分野	F<医学系> G<数学、物理学、地球科学> H<機械、土木、建築、その他工学> I<社会科学> J<学際、複合、新領域>					
2. 拠点のプログラム名称 (英訳名)	国家と市場の相互関係におけるソフトロー——ビジネスローの戦略的研究教育拠点形成 (“Soft Law” and the State-market Relationship: Forming a Base for Strategic Research and Education in Business Law)					
研究分野及びキーワード	<研究分野: 法学>(民法)(商法)(経済法)(租税法)(知的財産法)					
3. 専攻等名	大学院法学政治学研究科(大学院法学政治学研究科民刑事法専攻、平成16年4月1日改組) 大学院法学政治学研究科附属ビジネスロー・比較法政研究センター (大学院法学政治学研究科附属ビジネスローセンター、平成18年4月1日改組) 大学院総合文化研究科国際社会科学専攻・社会科学研究所					
4. 事業推進担当者	計25名					
ふりがなくローマ字 氏 名	所属部局(専攻等)・職名	現在の専門 学 位	役割分担 (事業実施期間中の拠点形成計画における分 担事項)			
(拠点リーダー) Nakayama Nobuhiro 中山信弘	大学院法学政治学研究科附属ビジネスロー・比較法政研究センター・教授	知的財産法・法学士	拠点リーダー・部門リーダー 情報財(知的財産)部門			
Nakazeta Minoru 中里実	大学院法学政治学研究科・教授	租税法・法学士	部門リーダー・政府規制部門			
Kishida Shigenori 神田秀樹	大学院法学政治学研究科・教授	商法・法学士	部門リーダー・市場取引部門			
Fukushima Seiji 落合誠一	大学院法学政治学研究科・教授 (平成19年3月31日 辞退)	商法・法学修士	市場取引部門			
Yasuhito Tomonobu 山下友信	大学院法学政治学研究科・教授	商法・法学士	市場取引部門			
Uchida Takashi 内田貴	大学院法学政治学研究科・教授 (平成19年9月30日 辞退)	民法・法学博士	市場取引部門			
Dougauchi Masato 道垣内正人	大学院法学政治学研究科・教授 (平成16年3月31日 辞退)	国際私法・法学士	情報財(知的財産)部門			
Isumura Masahiko 岩村正彦	大学院法学政治学研究科・教授	社会保障法・法学士	政府規制部門			
Daniel Foot ダニエル・フット	大学院法学政治学研究科・教授	法社会学・法学博士(JD)	情報財(知的財産)部門			
Asaka Yoshikazu 浅香吉幹	大学院法学政治学研究科・教授	英米法・法学修士	情報財(知的財産)部門			
Ikeda Yukihiro 五十嵐武士	大学院法学政治学研究科・教授	アメリカ政治外交史・法学士	政府規制部門			
Ishii Akira 碓井光明	大学院法学政治学研究科・教授	財政法・法学博士	政府規制部門			
Iwano Akemi 宮廻美明	大学院法学政治学研究科附属ビジネスロー・比較法政研究センター・教授 (平成15年8月5日 追加)	国際企業法・法学士	市場取引部			
Ishihara Shinzaku 岩原紳作	大学院法学政治学研究科・教授	商法・法学博士	市場取引部門			
Kobayashi Akira 宇賀克也	大学院法学政治学研究科・教授	行政法・法学士	政府規制部門			
Kotani Akira 小寺彰	大学院総合文化研究科国際社会科学専攻・教授	国際経済法・法学士	政府規制部門			
Ofuchi Tetsuya 大淵哲也	大学院法学政治学研究科・教授 (平成15年8月5日 追加)	知的財産法・法学博士(SJD)	情報財(知的財産)部門			
Araki Takashi 荒木尚志	大学院法学政治学研究科・教授	労働法・法学博士	情報財(知的財産)部門			
Morihiro Takashi 森田宏樹	大学院法学政治学研究科・教授	民法・法学士	情報財(知的財産)部門			
Morihiro Takashi 神作裕之	大学院法学政治学研究科・教授 (平成17年4月1日 追加)	商法・法学士	市場取引部門			
Masui Yoshihiro 増井良啓	大学院法学政治学研究科・教授	租税法・法学修士(LLM)	政府規制部門			
Shiraishi Takashi 白石忠志	大学院法学政治学研究科・教授	経済法・法学士	政府規制部門			
Fujita Takashi 藤田友敬	大学院法学政治学研究科・教授	商法・法学士	市場取引部門			
Matsumura Yoshinori 松村敏弘	社会科学研究所・准教授 (平成15年8月5日 追加)	産業組織/公共経済・経済学博士	市場取引部門			
Kamo Akira 加毛明	大学院法学政治学研究科・准教授 (平成19年4月1日 追加)	民法・法学士	市場取引部門			
5. 交付経費(単位:千円) 千円未満は切り捨てる () : 間接経費						
年 度(平成)	1 5	1 6	1 7	1 8	1 9	合 計
交付金額(千円)	45,000	98,500	96,900	99,950 (9,995)	103,000 (10,300)	443,350 (20,295)

6. 拠点形成の目的

本プログラムの目的は、「ソフトロー」の実態の解明と理論的分析を通じて、21世紀のビジネスローにおける国家と市場の相互関係を解明すると同時に、ビジネスローの分野で、わが国が積極的に国際的な法の形成の役割を担っていくことを可能にするだけの理論的素養をもった研究者・実務家を養成するための研究教育拠点を形成することにある。

「ソフトロー」とは、国の法律ではなく、最終的に裁判所による強制的実行が保証されていないにもかかわらず、現実の経済社会において国や企業が何らかの拘束感を持ちながら従っている規範を指す。その態様は、国の側から発出されるもの、企業あるいは市場の側で作成されるもの、国境をまたいだ国際的諸関係において成立しているものなどさまざまである。現代の経済社会においては、このような一見つかみどころのないソフトローが膨大に存在し、実際にも重要なウエイトを占めており、企業活動のありかたを大きく左右している。

現代の経済社会はこのような一見つかみどころのないソフトローが膨大に存在していて、重要な役割を担っている。これらが分析対象となっていないとすれば、それは社会科学としての法律学の重要な欠陥と言わなくてはならない。しかし従来のわが国におけるビジネスローの研究・教育・実務はハードローを中心にした体系の下に構築されてきており、ソフトローは付随的・断片的に論じられてきたにすぎない。それは、伝統的法律学がソフトローを対象として研究することのできるような方法論を持っていなかったこと、分析対象であるソフトローに関するデータそのものが揃っていないことが主たる原因と考えられる。そこで、今後のビジネスローの研究・教育の中核を担う英知を結集した研究教育拠点を形成し、ソフトローの研究教育の発展させることを目的として、本プログラムを開始した。

なお米国の制度・スタンダードが法学・法実務の世界標準とされる中、ソフトローはその「世界標準」の重要な内容となっており、ソフトローは、米国が他国のルールを米国化する大きな要因となっている。本プログラムは、この

ことの学問的な検証を行うとともに、必要に応じて現在の世界標準に対抗するための理論武装をし、かつ人材を育成するための拠点を形成するという意義をも有するものであり、わが国が、今後ビジネスローの領域において国際的な貢献をし、また国際的に責任ある立場を果たしていくためにも、大きな意味を持つものである。

以上の目的を達成するために、本プログラムでは、具体的活動内容として、以下のことを行う。

(1)大量の素材が無秩序に散在し、研究教育用のデータ整備が著しく遅れているソフトローについて、有用性の高い汎用性のあるデータベースを構築する。さらに、これを可能な限り広く公開することで、国内外の研究者・実務家の利用に供し、ソフトローの研究教育のために役立てる。

(2)ソフトローの実態を解明し、これを体系的・理論的に分析する研究を計画的に推進する。特に、ソフトローという伝統的な法律学の枠組みからは十分に分析できない対象を取り上げるための学問的方法論を確立するため、隣接諸科学（たとえば経済学・経営学・社会学・心理学等）の知見をも積極的に導入し、広い視野からの理論研究を試みることで、新たな法学研究の手法の発展を目指す。さらにソフトローが文化や慣習に根ざすことに留意し、欧米諸国・中国等のソフトローとの比較社会学的な研究も試みる。拠点形成の成果は、本プログラム主催のシンポジウム・セミナー・公開講座等を定期的開催し、また定期刊行物等を発行することで、国内外に向けて発信する。

(3)大学における学生の教育や実務法曹の再教育において、ソフトローを正面から位置づけ、ソフトローの意義と機能を十分に理解した研究者・実務家を育成する。すなわち、ビジネスロー分野において世界に通用する若手の研究者を育成するための環境を整備し、その積極的な育成に努めると同時に、ビジネスローの領域での国際的なルール形成とリーガルサービスの提供に貢献できる国際競争力のある実務法曹を世に送り出すために、社会で活躍している実務法曹に対する再教育プログラムを用意する。

7. 研究実施計画

本プログラムにおける研究計画は、ビジネスローの主要分野を政府規制部門、市場取引部門、情報財（知的財産）部門の3部門に分けて、事業推進担当者及びプログラムにおいて採用する拠点形成特任教員、拠点形成特任研究員、拠点形成アシスタントによって実施する。各部門は部門リーダーの指揮のもと、各分野の先端的な研究を体系的に行うと同時に、拠点リーダー・部門リーダーを中心に各分野間で相互に密接な連絡を取り合っテプログラム全体として効率的・整合的に研究活動を進める。ソフトローの基礎理論研究及びデータベース構築に関しては、拠点リーダーのもと、全分野横断的な研究組織を設けて、プログラムを実行する。

政府規制部門 政府規制部門においては、まず政府の行政機関が国内において行っているソフトロー的な手法による規制、たとえば認定基準・ガイドライン・ノーアクションレター等について、体系的な検討を進める。さらに国際的な側面として、本来は拘束力がない各国規制当局同士の取り決めが（たとえば、租税の分野におけるOECDモデル租税条約コメントリーの作成、有害な税の競争に関するOECD諸国の協調行動、競争法の分野におけるWTOやICN（国際独禁法ネットワーク）を舞台とした各国独禁当局の協調行動・情報交換）が、各国企業に与える影響等について研究を進める。ソフトローの形成・運用の実態に関して、国内については実務家の協力を得て調査・分析を行い、外国については、現地調査を組織的に行い、ソフトローの果たしている役割、法的性格、引き起こされる問題点等を明らかにする。

市場取引部門 金融・資本市場の複雑化、企業間取引の高度化・IT化に伴い、商取引および消費者取引をハードローだけで律することは困難となってきた。そこで、これらの取引について政府規制のソフトロー化に加え、取引所や業界団体において、自主的な規制規範を設けて各企業がそれに従うという手法が多用されるようになってきている。国際的なルール形成に際しても、国家をハードロー的に拘束する条約という形ではなく、契約当事者が自発的に採用すべき統一規則を策定することによって

国際的統一を図るソフトロー的手法が次第にウェイトを増してきている。市場取引部門では、まず、このようにいわば企業・市場の側が作り出し提供するソフトローの実態を明らかにするための資料の収集・整理を行い、さまざまな分野でなぜソフトローが普及してきているか、このような現象は社会的に見て合理的か、またハードローによって提供される規範との相互関係はいかなるものであるのかといったことについて、経済学・社会学などの学際的な分析手法をも用いつつ解明する。

情報財（知的財産）部門 情報財を対象とする知的財産法の世界は激変しており、現実社会においては、業界における暗黙の了解・慣行・契約等によって、特許法や著作権法といったハードローに根拠をもたない「商品化権」や「タイプフェース権」のような事実上財が成立し、「権利ビジネス」と呼ばれる実務が形成されてきている。そこで個々の契約書の内容や、業界の慣行等の実態調査をし、「権利ビジネス」、あるいは契約と知的財産権との関係がどのようなソフトローによって動いているのか、つまり現実の社会において情報財がどのような規範に従って機能しているのかという実態を把握し、その現実に動いているソフトローの構造を明らかにし、情報分野におけるソフトローの将来像を解明する。

全分野横断的な活動 伝統的な法律学の枠組みでは分析困難なソフトロー研究のため、法学以外の隣接諸科学（たとえば経済学・経営学・社会学・心理学等）の知見を加えた方法論を確立するため、これらの領域の研究者をも加えた「ソフトロー理論研究会」を分野横断的に組織し、広い視野から理論研究を行う。

データベース構築作業のために、拠点リーダーのもとに「ソフトローデータベース収集・構築作業班」を設置し、統一された収集方針の下、国内・国外のソフトロー収集を行い、収集したソフトローを分類・体系化し、電子媒体として検索可能なプログラムの形に組み直す作業を行う。完成したデータベースは、可能な限り広く公開し、研究教育のための利用に供する。

8. 教育実施計画

本プログラムにおける教育実施計画は、大きく次の3つに分けることができる。

法学研究の新たな方法論の教育 本プログラムでは、伝統的法律学の知見に加え、ゲーム理論をはじめとする経済学や経営学・社会学・心理学等の隣接諸科学の知見を借りた学際的な研究手法をも利用しつつ、広い視野からソフトローを含む理論的な研究・分析を試みることで、新たな法学研究の方法論の確立と発展を目指すものである。次代を担うであろう若手研究者・研究者を志す学生も、このような理論研究に参加させることで、法学研究の方法論のイノベーションを目指す。また、欧米諸国・中国等のソフトローとの比較社会学的な研究を試み、これにも若手研究者・研究者を志す学生を参加させ、将来の人材創出に努める。

若手研究者の登用の方法としては、博士課程学生をRAとして採用するほか、PD・助手経験者等については、拠点形成特任研究員という形で採用し、さらに他研究機関等に職を得た若手研究者については拠点形成特任教員という形で採用する等、COEプログラムのもとで利用可能なポストを柔軟に活用し、できるだけ幅広く採用するように努める。

国際競争力のある法曹の育成 深い学識を備えた国際競争力のある実務法曹の養成は、わが国の法学教育の喫緊の課題である。国際的な法学・法実務における日本のプレゼンスを高めるためには、実務経験を積む前の若手の教育とともに、ある程度実務経験を積んで強い問題意識をもった実務家（特に実務法曹）の再教育機会を組織的に提供することが必須である。特にビジネスローの分野においては、他の法律分野以上に実務を強く指導する理論の構築が必要であり、学問と実務の能力を兼ね備えた人材なくして、わが国が今後の理論・実務双方における国際法律市場で生き延びてゆくことは不可能である。そこで本研究科博士課程に教育拠点を作り、伝統的な教育では十分な光が当てられていないソフトローを中心に据えた教育を行ない、研究者としての能力も備えた実務家、実務的能力を備えた法曹を養成する。

このためにたとえば学生のなかから優秀な

者を選抜し、現実のソフトローの世界に触れさせるべく、政府機関・法律事務所・企業法務部などで活躍する実務家の生の声を学ばせ、可能な範囲でその実務に関与させる。

また「国内法の国際的側面」の教育を強化する。国内法が、国際的ソフトローの舞台での取り決め・交渉に大きな影響を受けるようになるにつれて、国内法の細かな議論よりも、「国際的なコンセンサス」「国際的な交渉」といったソフトローが、国際のみならず国内問題に対しても大きな意味をもつようになっている。本研究科におけるこれまでの経験と蓄積を生かして、各部門の国際的ソフトローの研究・データ収集に若手を積極的に登用することにより、国際的現場感覚が豊かで国際競争力のある法曹を育てる。

これらの若手法曹は、将来において、全国各地の法科大学院で教育に従事することによって、より多くの学生に対してソフトローの教育を行う役割を担うことも期待される。本研究科では、2004年度から法科大学院が開設されることになるが、法科大学院においても、ハードローとともに車の両輪を形成するソフトローの教育に本計画の成果を反映させ、特徴ある形で教育内容に盛り込む。

幅広い社会教育の実施 本プログラムの成果は、これを単に学内の研究教育に留めるのではなく、広く社会教育にも利用するように努める。すなわち、本計画の事業推進担当者あるいは実務界からの外部協力者が、本研究科の施設を利用して、学生だけでなく広く社会に開かれたシンポジウム・公開講座などを行う。ソフトローにおける重要問題は、時事的に注目される場合も多く、その内容がタイムリーかつ明快に解説されることに対する社会的需要は高い。博士課程を既に修了した実務家・研究者や、博士課程に在学する余裕のない実務家などにとって大きな要望があると見込まれる。本研究科教員や外国の研究者による公開講座や、高度の専門家を集めたプロフェッショナル・セミナー、若手研究者・実務家による研究会などを充実・発展させ、研究成果を広く社会に還元する。

9. 研究教育拠点形成活動実績

①目的の達成状況

1) 世界最高水準の研究教育拠点形成計画全体の目的達成度

(i) 伝統的な法律学での枠組みでは分析困難なソフトロー研究のため、隣接諸科学の知見を加えた方法論を確立する、(ii) 学際的知見を有する若手研究者と国際競争力ある実務法曹の育成する、(iii) ソフトローに関する包括的データベースを構築するという本プログラムの主要な目的は、以下で述べる通り、いずれも高いレベルの成功を収めた。そして、後述の通り、当拠点は、ソフトロー研究の国際的最前線を牽引する存在として、後発プロジェクトをリードするに至っている(7) ③参照)。世界最高水準の研究教育拠点を形成するという目的は、十分達成されたと評価できる。

2) 人材育成面での成果と拠点形成への寄与

本プログラムにおいては、事業推進担当者によるソフトローに関連する講義・演習の提供を数多く提供したが、加えて、拠点形成アシスタント(本研究科博士課程在学中の学生から公募)、拠点形成特任研究員(本研究科博士課程修了者(PD)・任期付助手経験者等から採用)、拠点形成特任教員(外部の研究機関において常勤の職を得ている若手研究者から採用)という、3層構造の人材登用システムにより若手研究者を育成した。このシステムは非常に有効に機能し(「教育活動実績」(様式3)参照)、とりわけ②の拠点形成特任研究員として採用された人材の活躍は際だっており、シンポジウムやセミナー等における報告、COEソフトロー・ディスカッション・ペーパー・シリーズや雑誌「ソフトロー研究」への寄稿、最終成果物である『ソフトロー研究叢書』の分担執筆という形で、優れた業績が公表されてきている。

拠点形成特任研究員の中には、採用後、他大学等に常勤のポストを得た後も、プログラムに参加を続けた者が少なくない。典型的には、任期付助手の任期終了後、拠点形成特任研究員に採用され、データベース資料収集を行いつつ、「ソフトロー研究」に投稿するという業績を上げ、さらに都内の大学に助教授として採用された後も拠点形成特任助教授として、シンポジウ

ム報告し、「ソフトロー研究叢書」を分担執筆するといった例が多く見られる。

このように21世紀COEプログラムの実施された5年間の間に、本拠点の活動にコミットを続ける若手研究者のネットワークが形成され、わが国のソフトロー研究を推進する中核的存在になりつつあることは、本プログラムの行った若手研究者育成の中で特筆すべき点である。

3) 研究活動面での新たな分野の創成や、学術的知見等

本プログラムは、従来の法律学が正面から取り上げることのなかったソフトローについて、その研究アジェンダを明らかにし、研究手法を発展させることにより、新たな研究領域として創生した。それは単に研究対象を広げ、新たな知識を増やしたということにとどまらず、伝統的な法律学の枠組みからは十分に分析できず、不可避免的に経済学等の隣接諸科学の知見を動員した実証的なアプローチが要求される対象を取り上げて教育・研究を行うことによって、法学研究に新たな方法論を導入し、わが国の実定法研究を実証に基礎を置く社会科学としての規範研究へと発展させるための基礎が培われたことを意味する。

わが国の大学における今日の実定法学の教育研究が、法科大学院制度等の影響を受け、悪い意味で実務的な問題関心に引きずられがちな中で、現在の法学教育・研究の限界を明確に認識した上で、あるべき将来像を明確に描いたという意味でも重要な貢献を成し遂げたと評価される。

4) 事業推進担当者相互の有機的連携

本プログラムにおいては研究活動を行う組織体制として、政府規制部門、市場取引部門、情報財(知的財産)部門の3部門を設け、事業推進担当者をいずれかの部門に所属させ、小人数(各部門8~9名程度)に組織化することで機動性を確保した。その上で各部門毎に、事業推進担当者を中心とする研究会を複数立ち上げる専門性の高い研究活動を行った。同時に、拠点リーダー及び部門リーダー間では、密に連絡を取り、調整を行いつつ研究活動を行い、あ

わせてソフトローの基礎理論に関する研究に関しては、拠点リーダーの直轄のもとに分野横断的な「ソフトロー理論研究会」を設け、ソフトロー研究のための方法論をすべての部門で共有するように努めた。

以上の通り、本プログラムにおいては、拠点リーダーを中心に各部門リーダーを通じて緩やかに結びつけられた研究組織によって事業推進担当者相互の有機的な連携が達成された。

5) 国際競争力ある大学づくりへの貢献度

本プログラムでは、研究者の国際交流を重視し、5年のプログラム期間中、3名の外国人拠点形成特任教員を招聘した。さらに外国人拠点形成特任研究員・研究生をも含めるとその数は9名にのぼる。また、シンポジウム・セミナー・講演におけるスピーカー・コメンテーター等として招聘した外国人研究者の総数は、延べ55名に及ぶ。

当拠点の研究成果を国際的に発信するために、国際シンポジウムは3回、外国の研究者を招聘して行うCOEソフトローセミナーは22回開催した（「②国際会議等の開催状況」（様式3）参照）。さらに研究成果の国際的な発信のために英文の“News Letter”を定期的に刊行した。「COEソフトロー・ディスカッションペーパー・シリーズ」には、欧文のものも含まれており、また「ソフトロー研究」には、海外からの投稿を翻訳して掲載した。

このような積極的な国際交流、海外への情報発信の結果、1) で述べたとおり、本プログラムは諸外国における後続のプロジェクトに多大な影響を与えていることに象徴されるように、法学研究の国際的な最前線を牽引する有力な研究教育拠点と目されるに至っており、東京大学アクションプランにうたった「教職員と学生の力を結集して世界の知の頂点を目指す」プロジェクトの一つとして、国際競争力ある大学作りに大きく貢献した。

6) 国内外に向けた情報発信

著作・刊行物 本拠点における研究成果を公表するために、査読誌「ソフトロー研究」を定期的に刊行し（プログラム終了時の2008年3月末までで全11号）、またCOEソフ

トロー・ディスカッション・ペーパーとして、プログラム期間中に59本の論文（このうち10本は欧文著作）が公表された。「ソフトロー研究」には、プログラム関係者以外の者からも少なくない投稿があり、単に本プログラムの機関誌という位置づけを超えて、研究対象あるいは研究の方法論において同様の関心を持つ全国の研究者にとっての研究成果発表の場として認知されるに至っている。また本拠点における研究の集大成として、『ソフトロー研究叢書』全5巻（「第1巻 基礎理論」、「第2巻 市場取引」、「第3巻 政府規制」、「第4巻 知的財産（情報財）」、「第5巻 国際社会」）が順次刊行されている。

シンポジウム・公開講座・セミナー 当プログラムでは3回の国際シンポジウム（英語で行われた）を含む計10回のシンポジウムを開催した。シンポジウムの他に、COE公開講座（計35回）、外国の研究者を招聘して行うCOEソフトローセミナー（計22回）を開催した。さらに、外部に公開していない研究会を含めると、本拠点主催のシンポジウム、セミナー、研究会等は、合計で250回を超える。

ソフトロー総合データベース ソフトローデータベース収集・構築作業班を設置して、さまざまな場所に散在しているソフトローを収集し、包括的なデータベースを構築した。銀行・証券、知的財産、租税、社会保障・医療など15を超える分野におけるソフトローを収集・分類し、約5,000件以上のデータが蓄積されている。このデータベースは、国立情報学研究所の「学術研究データベース・リポジトリ」上に「ソフトロー総合データベース」として一般公開されている。

以上の研究成果の詳細は、本拠点のホームページ (<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/coelaw/>) から入手できる。

7) 拠点形成費等補助金の使途について（拠点形成のため効果的に使用されたか）

拠点形成費等補助金は、本プログラムにおいては、①研究・データベース構築のための資料収集、②研究成果を公表するための刊行や会議開催、③国際交流、④拠点形成特任教員や拠点特任研究員の雇用、⑤恒常的な研究会の開催や

研究員等が研究活動を行うための物理的拠点の確保といった目的に用いられたが、特に④⑤に多くの費用が充てられてきた。若手研究者の雇用とその活動の支援は、当プログラムの中核をなすものであるが、このような目的で利用できる大型の外部資金は、COEプログラムの他には存在しないという意味で非常に貴重であり、拠点形成のために極めて効果的に利用された。

②今後の展望

わが国においてはじめて本格的に開始されたソフトロー研究・教育を継続する必要性は、本拠点形成開始後5年を経た現時でもいささかも減じていない。本プログラムでの成果を踏まえ、ソフトロー研究を継続維持すると同時に、ソフトローに関する教育プログラムをさらに一層充実発展させるための次の新たなステップをグローバルCOE拠点形成計画として着手する。具体的には次の通りである。

研究活動の発展的継続 ソフトローに関する研究活動については、本プログラムで十分な成果を挙げてきたが、その過程で浮かび上がってきた新たな研究課題や、時間的制約から展開しきれなかった研究アジェンダも存在する。そこで本プログラムの研究組織を基本的に維持しつつ、さらなる理論的・実証的研究を進めることとする。より具体的には、(i)個別の事例に関するケーススタディを充実させること、(ii)ソフトローが各国の文化・歴史に根ざしていることに留意し、日本の多様なソフトローのありかたや特質を学問的に分析すること、(iii)ソフトロー研究の拠点における研究成果をより積極的に海外に発信すること、の3点に特に尽力する。なお本拠点での大きな成果である「ソフトロー総合データベース」を常にアップデートすると同時に、新たな領域のデータも加えることで、一層充実させていく。

新たな人材育成プログラムの提供 本プログラムにおいても、事業推進担当者を中心に、博士課程在籍者や若手研究者の教育、法曹実務家の再教育といった形で人材育成は行ってきた。しかし、法科大学院制度開始後の研究者育成のための新たなシステムがようやく定着した現段階において、ソフトローに関する教

育は、新たなステップに進めるべき時期にきたと考える。それは次の3つを柱とする。

(i)伝統的な法解釈の技法だけでは対処できないソフトローに関する理論教育を通じて、わが国の実定法研究を、実証に基礎を置く社会科学としての規範研究へと発展させる理論研究の担い手を育成する。

(ii)ソフトローに関する理論研究に裏付けられた高い識見を有する国際競争力ある法律家を養成し、国内のみならず、国際機関等における国際的秩序形成に寄与できる人材を供給する。

(iii)本研究科において学ぶ諸外国からの留学生に、各国の文化・慣習に根ざすソフトローの研究・教育を奨励し、欧米流のグローバル・スタンダード化について学問的な検証を行うとともに、各国独自のルール形成に寄与する法学研究者・法曹実務家を養成する。

③その他(世界的な研究教育拠点の形成が学内外に与えた影響度)

本プロジェクトが国内的に与えた短期的・直接的影響としては、わが国の法学研究および実務においてソフトローが果たすべき役割の重要性が認識され強調されるようになった点が上げられる。より長期的には、本プログラムは、ソフトローという伝統的な法律学の枠組みからは十分に分析できず、経済学等の隣接諸科学の知見を動員した実証的なアプローチが要求される対象を取り上げることで、わが国の実定法研究を実証に基礎を置く社会科学としての規範研究へと発展・変容させる契機を与えたことが重要である。

またソフトローに特化した研究教育拠点は、世界的に見ても非常にユニークな存在であり、国際的にも注目された。そのことは、たとえば2006年11月に北京大学において「ソフトロー研究センター(Center for Research in Soft Law)」が設立されたことや、韓国版21世紀COEプログラムとでもいうべきBrain Korea 21のプロジェクトの関係者から本拠点に視察団が派遣されたことにはあらわれている。このように、本研究教育拠点は、ソフトロー研究の国際的最前線を牽引する存在と目され、後発プロジェクトをリードしている。

21世紀COEプログラム 平成15年度採択拠点事業結果報告書

機 関 名	東京大学	拠点番号	104
拠点のプログラム名称	国家と市場の相互関係におけるソフトロー ビジネスローの戦略的研究教育拠点形成		
1. 研究活動実績			
この拠点形成計画に関連した主な発表論文名・著書名【公表】			
<ul style="list-style-type: none"> ・事業推進担当者（拠点リーダーを含む）が事業実施期間中に既に発表したこの拠点形成計画に関連した主な論文等〔著書、公刊論文、学術雑誌、その他当該プログラムにおいて公刊したもの〕 ・本拠点形成計画の成果で、ディスカッション・ペーパー、Web等の形式で公開されているものなど速報性のあるもの 著者名（全員）、論文名、著書名、学会誌名、巻(号)、最初と最後の頁、発表年（西暦）の順に記入 波下線（_____）：拠点からコピーが提出されている論文 下線（_____）：拠点を形成する専攻等に所属し、拠点の研究活動に参加している博士課程後期学生 			
中里実編著『政府規制とソフトロー：ソフトロー研究叢書第3巻』、有斐閣、2008			
中里実「法制度の効率性とソフトロー」相澤英孝・大淵哲也・小泉直樹・田村善之編『知的財産法の理論と現代的課題 中山信弘先生還暦記念論文集』555頁-579頁、弘文堂、2005			
中里実「法・言語・貨幣」『金融研究』23巻法律特集号179頁-198頁、2004			
中里実「情報、法、国家 電子社会における国家の役割」三辺夏雄他編『法治国家と行政訴訟：原田尚彦先生古稀記念』605頁-629頁、有斐閣、2004			
Klaus J. Hopt, Hideki Kanda, Eddy Wymeersch and Harald Baum, <i>Corporate Governance in Context: Corporations, States, and Markets in Europe, Japan, and the U.S.</i> , Oxford University Press, 2006			
神田秀樹「企業と社会規範：日本経団連企業行動憲章やOECD多国籍企業行動指針を例として」『ソフトロー研究』1号3頁-12頁、2005			
Hideki Kanda, "Regulatory Differences in Bank and Capital Market Regulations," <i>Univeristy of Tokyo Journal of Law and Politics</i> , Vol.2, 29-40, 2005			
Hideki Kanda and Curtis J. Milhaupt, "Re-examining Legal Transplants: The Director's Fiduciary Duty in Japanese Corporate Law," <i>American Journal of Comparative Law</i> , Vol. 51, 887-901, 2003			
山下友信編『高度道路交通システム（ITS）と法』有斐閣、2005			
内田貴（曾野和明・広瀬久和・曾野裕夫と共訳）『UNIDROIT国際商事契約原則』、商事法務、2004			
内田貴「ユニドロワ国際商事契約原則2004 改訂版の解説（1）～（5）」『NBL』811号38頁-47頁、812号71頁-80頁、813号69頁-76頁、814号64頁-71頁、815号45頁-51頁、2005			
岩村正彦編『福祉サービス契約の法的研究』信山社、2007			
岩村正彦「社会保障改革と憲法25条 - 社会保障制度における『国家』の役割をめぐって」江頭憲治郎・碓井光明編『法の再構築[] 国家と社会』83頁-116頁、東京大学出版会、2007			
岩村正彦「男女共同参画と社会法」嵩さやか・田中重人編『雇用・社会保障とジェンダー』5頁-33頁、東北大学出版会、2007			
Daniel H. Foote ed., <i>Law in Japan: A Turning Point</i> , Univ. of Washington Press, 2007			
ダニエル・H・フット『名もない顔もない司法 日本の裁判は変わるのか』NTT出版、2007			
ダニエル・H・フット『裁判と社会 - 日本法の「常識」再考』NTT出版、2006			
Daniel H. Foote "International Contracting Meets Information Technology: Tales from a Transpacific Seminar" <i>Zeitschrift für Japanisches Recht/Journal of Japanese Law</i> , Vol.10, No.19, 69-100, 2005			
宮廻美明「株主総会対策とコンプライアンス体制の確立」『ジュリスト』1271号37頁-46頁、2004			
大淵哲也「法的保護システムの面からみた著作権法の特色 - 特許法等との対比を軸として」『コピライト』Vol.46, No.541, 2頁-19頁、著作権情報センター、2006			
大淵哲也「学界から見た『知的財産保護と司法の役割』」『ジュリスト』1270号79頁-83頁、2004			
大淵哲也「知的財産保護のための法システムに関する横断的分析 - 体系的分析のための基礎的枠組の提示を中心として - 」『ジュリスト』1237号196頁-213頁、2003			
Takashi Araki, "From employee-centered to shareholder-centered governance?: Corporate governance reforms and the future of Japan's practice-based stakeholder model" in Jürgens/ Sadowski/			

- Schuppert/ Weiss (Hrsg.), *Perspectiven der Corporate Governance*, 97 -122, Nomos, 2007
- Takashi Araki, "Changing Employment Practices, Corporate Governance, and the Role of Labor Law in Japan" *Comparative Labor Law and Policy Journal* Vol. 28, 251 -281, Winter, 2007
- 荒木尚志「労働法におけるハードローとソフトロー：努力義務規定を中心に」『ソフトロー研究』6号25頁 -49頁、2006
- 荒木尚志「労働立法における努力義務規定の機能——日本型ソフトロー・アプローチ？」中嶋士元也先生遺暦記念編集刊行委員会編『労働関係法の現代的展開』19頁 -45頁、信山社、2004
- Takashi Araki, "Corporate Governance, Labour, and Employment Relations in Japan: The Future of the Stakeholder Model?" in Howard Gospel and Andrew Pendleton (ed.), *Corporate Governance and Labour Management*, 254 -283, Oxford University Press, 2004
- 森田宏樹「『電子消費者契約』における消費者の意図しない意思表示について——情報化社会における法形成のあり方の観点から」ダニエル・フット=長谷部恭男編『融ける境を超える法——メディアと制度』29頁 -60頁、東京大学出版会、2005
- 神作裕之「日本企業のCSRとコーポレート・ガバナンス」稲上毅・連合総合生活開発研究所編『労働CSR 労使コミュニケーションの現状と課題』73頁 -104頁、NTT出版、2007
- 神作裕之「ソフトローとしてのlex mercatoria」ハンス・ペーター・マルチュケ=村上淳一編『グローバル化と法』105頁 -115頁、信山社、2006
- 神作裕之「ソフトローの『企業の社会的責任』への拡張？ EUにおける動向」『ソフトロー研究』4号19頁 -33頁、2005
- 神作裕之「企業の社会的責任 - そのソフトロー化？：EUの現状」『ソフトロー研究』2号91頁 -112頁、2005
- 増井良啓「税制の公平から分配の公平へ」碓井光明・江頭憲治郎編著『法の再構築 1——国家と社会』63頁 -80頁、東京大学出版会、2007
- 増井良啓「租税法の形成における実験——国税庁通達の機能をめぐる一考察」『ソフトロー研究』6号59頁 -82頁、2006
- 増井良啓「固定資産評価基準の法的拘束力について」『固定資産税の判例に関する調査研究』25頁 -55頁、(財)資産評価システム研究センター、2003
- 白石忠志「知的財産に関する公取委ガイドラインへのコメント」『ソフトロー研究』11号133頁 -139頁、2008
- 白石忠志「独禁法におけるソフトローの概略」『ソフトロー研究』3号52頁 -55頁、2005
- 白石忠志「行為者に有利な事件処理による独禁法上の規範形成」中里実編『政府規制とソフトロー：ソフトロー研究叢書第3巻』145頁 -162頁、有斐閣、2008
- 藤田友敬「契約法の経済学：契約関係への最適投資のためのインセンティブ・メカニズム」『ソフトロー研究』11号141頁 -168頁、2008
- 藤田友敬=松村敏弘「社会規範の生成と変化：経済モデル」『ソフトロー研究』8号37頁 -64頁、2007
- 藤田友敬「規範の私的形成と国家によるエンフォースメント：商慣習法を素材として」『ソフトロー研究』6号1頁 -18頁、2006
- 藤田友敬=松村敏弘「社会規範の法と経済——その理論的展望」『ソフトロー研究』1号59頁 -104頁、2005
- Toshihiro Matsumura and Noriaki Matsushima "Cartel Stability in a Delivered Pricing Oligopoly," *Journal of Economics*, 86(3), 259 -292, 2005
- 落合誠一「商人間取引：契約の解釈と商慣習」(COEソフトロー・ディスカッションペーパー・シリーズ COESOFTLAW -2004 -17), 2004
- 山下友信「海上保険法に関するCMIガイドライン案——海上保険におけるソフトロー形成の挫折過程」(COEソフトロー・ディスカッションペーパー・シリーズ COESOFTLAW -2004 -18), 2004
- 浅香吉幹 トケラウの憲法制定作業——慣習社会における成文憲法の実効性 (COEソフトロー・ディスカッションペーパー・シリーズ COESOFTLAW -2006 -8), 2006

国際会議等の開催状況【公表】

(事業実施期間中に開催した主な国際会議等の開催時期・場所、会議等の名称、参加人数(うち外国人参加者数)、主な招待講演者(3名程度))

平成17年7月1日・東京国際フォーラム、第5回「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」シンポジウム“Soft Law and Social Norms: Theory and Practice”、約120名(10名前後)、Eric A. Posner (Professor, University of Chicago)、Clayton P. Gillette (Professor, New York University)、

Steven D. Walt (Professor, University of Virginia)、Robert C. Ellickson (Professor, Yale University)

平成18年9月30日および10月1日・東京大学、第7回「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」シンポジウム“A Decade After Crisis: The Transformation of Corporate Governance in East Asia”、約20名(10名前後)、Curtis Milhaupt (Professor, Columbia Law School)、Kon-Sik Kim (Professor, Seoul National University)、Ronald Gilson (Professor, Stanford Law School) 他

平成19年7月13日・東京国際フォーラム、第9回「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」シンポジウム“Soft Law in Action: The Role of Private Ordering in Commercial Activities”、約120名(5名前後)、Clayton P. Gillette (Professor, New York University)、Robert B. Thompson (Professor, Vanderbilt University)

平成17年7月21日・東京大学、第15回COE公開講座「日本におけるコーポレート・ファイナンスとソフトロー Corporate Finance and Soft Law in Japan」、約150名、Mark Ramseyer (ハーバード・ロー・スクール教授)

平成16年5月11日・東京大学、第1回COEソフトローセミナー“Global Law Reform: Institutions and Procedures”、約20名、Lance Liebman (コロンビア・ロー・スクール教授)

平成16年5月12日・東京大学、第2回COEソフトローセミナー“A Hard Look At Soft Law From An American Perspective”、約20名、David Westfall (ハーバード・ロー・スクール教授)

平成16年6月23日・東京大学、第4回COEソフトローセミナー“Innovation in Bond Contracts”、約20名、Gaurang Mitu Gulati (ジョージタウン大学ロースクール助教授)

平成16年8月12日・東京大学、第5回COEソフトローセミナー“Choice as Regulatory Reform: The Case of Japanese Corporate Governance”、約20名、Curtis Milhaupt (コロンビア・ロー・スクール教授)

平成16年12月14日・東京大学、第7回COEソフトローセミナー“Du nouveau au self-service normatif : la responsabilité sociale des entreprises”、約20名、Alain Supiot (ナント大学教授)

平成17年10月31日・東京大学、第11回COEソフトローセミナー“Offenlegungspflicht für Managergehälter - Ein Beispiel für Rechtsvereinheitlichung durch Soft Law”、約20名、Christian Foerster (テュービンゲン大学助手・拠点形成特任研究員)

平成17年11月21日・東京大学、第12回COEソフトローセミナー“Soft Law im internationalen Handelsverkehr: Die Bankgarantie auf erstes Anfordern”、約20名、Christian Foerster (テュービンゲン大学助手・拠点形成特任研究員)

平成18年10月2日・東京大学、第15回COEソフトローセミナー“The Role of State and Non-State Parties in the Creation and Enforcement of Norms”、約20名、藤田友敬(東京大学教授)、Curtis Milhaupt (コロンビア大学ロースクール教授)、Michael Klausner (スタンフォード大学ロースクール教授) 他

平成18年10月2日・東京大学、第16回COEソフトローセミナー“Rulemaking in International Finance: Basel”、約20名、神田秀樹(東京大学教授)、Curtis Milhaupt (コロンビア大学ロースクール教授)、Michael Klausner (スタンフォード大学ロースクール教授) 他

平成18年10月23日・東京大学、第17回COEソフトローセミナー“Die deutsche GmbH im Wettbewerb der europaeischen Gesellschaftsformen: Der Referentenentwurf zur Modernisierung des GmbH-Rechts und zur Bekämpfung von Missbraeuchen (MoMiG)”、約20名、Moritz Bälz (Associate Lawyer, Freshfields Bruckhaus Deringer, Frankfurt)

平成19年5月15日・東京大学、第21回COEソフトローセミナー“An analysis of the judicial confirmation process in the United States”、約20名、John Lott (ニューヨーク州立大学客員教授)

平成16年11月10日・東京大学、第5回租税法ソフトロー研究会“Advance rulings and administrative guidelines: soft law creation of tax norms in Sweden”、約30名、Peter Meltz (ストックホルム大学教授)

平成18年11月15日・東京大学、第14回租税法ソフトロー研究会“The Role of the OECD Model Convention and the OECD Commentaries”、約30名、Michael Lang (ウィーン経済大学教授)

2. 教育活動実績【公表】

博士課程等若手研究者の人材育成プログラムなど特色ある教育取組等についての、各取組の対象（選抜するものであればその方法を含む）、実施時期、具体的内容

本拠点においては、事業推進担当者による教育活動（法科大学院および公共政策大学院での講義・演習の提供）に加えて、特に次の3つの制度を用いて若手研究者の育成・支援を行った。

拠点形成アシスタント 本拠点における研究活動に参加する拠点形成アシスタントを採用した。選考手続としては、本研究科博士課程在学中の学生を対象に公募し、応募者の中から、拠点形成計画の趣旨に沿うと考えられる者を、COE実行委員会が候補者として選定し、COE運営委員会において採用を決定した。採用者は、事業推進担当者の指導のもとで、研究およびデータベース構築作業に従事した。5年の事業実施期間中に本拠点が採用した拠点形成アシスタントは延べ11人である。

拠点形成特任研究員 本拠点において研究活動を行う若手研究者を拠点形成特任研究員として採用した。採用手続としては、本研究科博士課程修了者（PD）、任期付助手経験者の中から、拠点形成計画の趣旨に沿うと考えられる者を事業推進担当者が推薦し、COE実行委員会が候補者を選定し、最終的にはCOE運営委員会が採用を決定した。拠点形成特任研究員には、本拠点が借り上げた学外の建物に研究スペースが割り当てられ、研究に従事した。外部の研究機関等において常勤の職を得ている若手研究者もこのカテゴリーで採用した。なお拠点形成特任研究員は、採用後、業績に応じて拠点形成特任教員に昇格するケースもあった。5年の事業実施期間中に本拠点が採用した拠点形成特任研究員は、延べ47人である。

拠点形成特任教員（講師・准教授） 本拠点において研究活動を行うために、外部の研究機関において常勤の職を得ている若手研究者を拠点形成特任教員として採用した。採用手続としては、事業推進担当者が推薦し、COE実行委員会が候補者を提案し、COE運営委員会が採用の最終案を決定した（採用の最終決定は法学政治学研究科教授会による）。拠点形成特任教員として採用された後、外部の研究機関において常勤の職を得た者も含まれている。拠点形成特任教員にも本拠点が借り上げた学外の建物に研究スペースが与えられた。5年の事業実施期間中に本拠点が採用した若手の拠点形成特任教員（講師・准教授）は、延べ26人である。

5年の事業実施期間を通じて、拠点形成アシスタント、拠点形成特任研究員、拠点形成特任教員という3層構造による若手研究者の育成プログラムが非常に有効に機能した。とりわけの拠点形成特任研究員として採用された人材の活躍は際だっており、内部の研究会での報告以外に、シンポジウムやセミナー等においても報告を担当してきた。またCOEソフトロー・ディスカッション・ペーパー・シリーズや雑誌「ソフトロー研究」への寄稿、最終成果物である『ソフトロー研究叢書』の分担執筆という形で、優れた業績が公表されてきている。拠点形成特任研究員の中には、採用後、他大学等に常勤のポストを得た後も、非常勤の拠点形成特任教員としてプログラムに参加を続けた者が多い。このように21世紀COEプログラムの実施された5年間に、理想的な形で本拠点の活動にコミットを続ける若手研究者のネットワークが形成され、わが国のソフトロー研究を推進する中核的存在になりつつあることは、本拠点の行った若手研究者育成活動の中で特筆すべきことであると考えている。

なお拠点形成特任教員・拠点形成特任研究員は、単に本研究科在籍・出身の若手研究者のみならず、実務家・外国人研究者等からも採用された。その結果、若手研究者が異なるバックグラウンドの人材と同じ研究施設で研究活動を行い、研究会活動等を通じて交流する機会が与えられたことにも極めて重要な意義があると考えている。また外国人研究者の採用は、国際的な研究ネットワークの構築という観点から、今後の研究教育活動にとって大きな力となっている。

21世紀COEプログラム委員会における事後評価結果

(総括評価)

設定された目的は概ね達成された

(コメント)

拠点形成計画全体については、国際シンポジウム、公開講座、研究会等の積極的な開催、研究叢書の刊行、ディスカッションペーパー論文の公表、ソフトロー総合データベースの公開、国内外に向けた十分な情報発信に加え、ソフトローという概念が広く社会に普及したことに見られるように、本プログラムが国内外の研究者、実務家に大きな影響を与え、ソフトローの実例を多数収集し、公開するという、世界的に例のない成果をあげており、本事業の目的は概ね達成されたと評価できる。

人材育成面については、ソフトローの重要性や実際の在り方に関心の強い若手研究者を育成しており、相当程度の成果をあげたと評価される。しかしながら、課程博士号の授与数の面ではいまだ不十分であり、改善のための十分な制度的整備が行われているとは言い難い。

研究活動面については、従来の法律学において十分には捉えられていなかった新たな研究アジェンダを明らかにし、法律学に新たな方法論を導入したことには大きな意義があり、ソフトローという研究分野を創成したことの功績は大きい。また、希少価値のあるデータを含む、幅広い研究成果の公表、従来の法律学の枠組みを超えた、経済学などの隣接諸科学の知見を導入した実証的アプローチによる研究の成果、大規模なソフトローデータベースの構築などは高く評価できる。ただし、中間評価において、多様な性格を有するさまざまな個別のソフトローを統合的視点からみるソフトローの実態分析に基づく基礎理論研究の一層の展開を期待したが、添付資料による限り、この面では十分な具体的な成果が提示されるまでには至っていないと思われる。

補助事業終了後の持続的展開については、今後の研究方向とソフトロー総合データベースのアップデートの方針は示されているが、持続的展開のための具体的な方策は示されていない。

21世紀COEプログラム平成15年度採択拠点事後評価
 評価結果に対する意見申立て及び対応について

意見申立ての内容	意見申立てに対する対応
<p>【申立て箇所】 「ただし、中間評価において、ソフトローにかかる基礎理論研究の一層の展開を期待したが、<u>この面では十分な具体的な成果が提示されるまでには至っていない</u>と思われる。」</p> <p>【意見及び理由】 事後評価結果第3段落において、「研究活動面については、従来の法律学において十分には捉えられていなかった新たな研究アジェンダを明らかにし、法律学に新たな方法論を導入したことには大きな意義がある」との評価を頂いているが、これこそが私どもの考える「基礎理論研究の展開」であり、成果が提示されていないという評価とやや整合的ではないように思われる。事後評価結果にも言及のあるソフトロー研究叢書でもまるまる1巻を基礎理論にあてている。</p>	<p>【対応】 以下の通り修正する。 ただし、中間評価において、<u>多様な性格を有するさまざまな個別のソフトローを統合的視点からみるソフトローの実態分析に基づく基礎理論研究の一層の展開を期待したが、添付資料による限り、この面では十分な具体的な成果が提示されるまでには至っていない</u>と思われる。</p> <p>【理由】 中間評価において、多様な性格を有するさまざまな個別のソフトローを統合的視点からみるソフトローの実態分析に基づく基礎理論研究の一層の展開を期待したが、添付資料による限り、この面では十分な具体的な成果が提示されるまでには至っていないと思われるという指摘であり、申立てを踏まえて、その趣旨が明確になるように修正した。</p>